

特別養護老人ホーム川口シニアセンター

4人部屋タイプ 利用料金概算 1割負担 * 1ヶ月 (30日分)

第2段階の方

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥26,700	¥11,700	¥11,100	¥6,300	¥55,800
要介護4	¥29,220	¥11,700	¥11,100	¥6,300	¥58,320
要介護5	¥31,560	¥11,700	¥11,100	¥6,300	¥60,660

第3段階①の方

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥26,700	¥19,500	¥11,100	¥6,300	¥63,600
要介護4	¥29,220	¥19,500	¥11,100	¥6,300	¥66,120
要介護5	¥31,560	¥19,500	¥11,100	¥6,300	¥68,460

第3段階②の方

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥26,700	¥40,800	¥11,100	¥6,300	¥84,900
要介護4	¥29,220	¥40,800	¥11,100	¥6,300	¥87,420
要介護5	¥31,560	¥40,800	¥11,100	¥6,300	¥89,760

第4段階の方

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥26,700	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥109,650
要介護4	¥29,220	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥112,170
要介護5	¥31,560	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥114,510

第4段階の方 (2割負担)

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥53,370	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥136,320
要介護4	¥58,410	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥141,360
要介護5	¥63,120	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥146,070

第4段階の方 (3割負担)

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥80,010	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥162,960
要介護4	¥87,600	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥170,550
要介護5	¥94,650	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥177,600

※1 利用料には、施設サービス費・看護体制加算（Ⅰ）・日常生活継続支援加算（Ⅰ）37 単位/日・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算が含まれます。ベースアップ加算 15 単位/日、初期加算 31 単位/日・療養食加算 7 単位/食・経口移行加算 29 単位/日・経口維持加算（Ⅰ）411 単位/月・口腔衛生管理加算（Ⅰ）94 単位/月・個別機能訓練加算 13 単位・褥瘡マネジメント 4 単位/月・自立支援促進加算 310 単位/月・看取り介護加算（4～30 日）148 単位/日・看取り介護加算（当日）1315 単位/日・排せつ支援加算（Ⅰ）12 単位/月・退所時相談援助加算 411 単位/回・退所前後訪問相談援助加算 473 単位/回・退所前連携加算 514 単位/回等がかかる場合があります。

※2・3 市町村民税世帯非課税の方で、資産調査結果により介護保険負担限度額認定証が発行された方は、以下のとおりの減額の制度があります。

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,700 円
居住費	0 円	370 円	370 円	370 円	855 円

※4 日用品費には、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、シャンプー、タオル、ティッシュペーパー、おしぼりなどが含まれます。

介護保険負担限度額認定の段階（令和3年8月より補足給付の預貯金要件の見直し）

	配偶者がいない場合（単身）	配偶者がいる場合（夫婦）
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者（世帯全員が住民税非課税の方）	
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 80 万円以下の方 本人の預貯金等が 650 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 80 万円以下の方 夫婦の預貯金等が 1,650 万円以下
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 年額 80 万円を超 120 万円以下 本人の預貯金が 550 万円 	<ul style="list-style-type: none"> 年額 80 万円を超 120 万円以下 夫婦の預貯金が 1,550 万円
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 年額 120 万円超える方 本人の預貯金が 500 万円 	<ul style="list-style-type: none"> 年額 120 万円超える方 夫婦の預貯金が 1,500 万円
第4段階	住民税課税世帯の方	

お問い合わせ

受付時間：9時から17時まで 年中無休



特別養護老人ホーム 川口シニアセンター 生活相談室

〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1216-6

048-291-2120



特別養護老人ホーム 第二川口シニアセンター 生活相談室

〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1193-1

048-299-5292



info@kousei-sws.or.jp

URL <http://www.kousei-sws.or.jp>